

建設業退職金共済制度のQ & Aについて

Q 1 一人親方で加入できるのですか？

A 1 上記の一人親方が集まって、任意組合を結成し、この組合を便宜上事業主として建退共と退職金共済契約を締結し、一人親方である組合員をその組合の労働者として加入できます。また、既に建退共に加入している任意組合に加入して、建退共制度の適用を受ける事もできます。

Q 2 建設業者に雇用されていれば、現場ガードマンや運転手も加入できるのか？

A 2 「建設業を営む事業主に雇用されている労働者で、建設業の現場で働いている者」は全て建退共制度の被共済者となりうるものとしています。また、建設現場で働いていても、警備会社から派遣されたガードマンや運送業で雇用されている運転手などは、対象とはなりません。

Q 3 労働者の加入について、労働者個人が加入の手続きをとれるのか？

A 3 建退共制度は、事業主がその雇用する労働者について退職金共済契約を締結し、掛金を払うものですから、事業主が加入しなければ、労働者だけが加入するということとはできません。逆に、事業主は、共済契約を締結したときに雇用している労働者又は共済契約締結後に新たに雇用した労働者が建退共の対象者であれば、速やかに共済手帳の交付申請をしなければなりません。

Q 4 共済証紙はどのくらい購入すればよいのか？

A 4 共済証紙は、対象労働者の延べ就労日数を把握し必要な分だけ購入するのが原則です。しかし、的確な把握が困難であるときには、別に定めている「共済証紙購入の考え方について」を参照し活用願います。

Q 5 下請工事（下請負人）については、どう対応するのか？

A 5 下請工事に相当する証紙は、原則として請負人が購入して現物交付する。また、下請工事代金に掛金相当額を含めた場合は、報告書には元請負人の掛金収納書のほか、下請負人の掛金収納書を添付願います。この場合、当該工事の証紙購入額の算出には、下請負人の購入額を合算する。

Q 6 共済証紙の購入は、公共事業（請負代金額130万円以上の工事）のみでよいのか？

A 6 建退共制度は、公共工事・民間工事の区別なく被共済者が働いた場合には、その働いた日数に応じて共済証紙を貼ることとされています。また、山口市としては請負代金額１３０万円以上の工事について共済証紙の購入状況を確認することとしていますが、請負代金額１３０万円未満工事についても適正な履行を願うものであります。

Q 7 共済証紙はどこで購入するのか？

A 7 証紙は原則として、本県内（最寄）の金融機関から購入できます。

Q 8 共済証紙を買ったら、最後に余ってしまった場合は？

A 8 労働者（被共済者）の就労状況に応じて適正に共済証紙を貼付し、なお共済証紙が余った場合には、他の工事で使用してください。しかし、必要な被共済者に貼付してなかったり、下請業者から請求があったのに交付しなかったりした場合には、適正に履行しているとは認められないので注意願います。尚、前工事で使用した余りを当該工事で使用する場合には、無購入に伴う理由を具体的に記載した理由書（様式第２号）と前工事での掛金収納書（写し）を提出願います。

※ 他の工事に使用できる共済証紙の対象は、平成２２年４月１日以降に市が発注した建設工事とし、平成２２年３月３１日以前の共済証紙は使用できません。

Q 9 休祝日であっても労働日の場合は、共済証紙を貼付してよいか？また、有給休暇の場合には、どう対応するのか？

A 9 共済証紙は就労日数に応じて貼付することになっていますので、休祝日であっても労働者が働いた日の場合には貼付してください。有給休暇は就労してなくても貼付してください。

Q 10 現場掲示する「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識（シール）は、何処で入手できるのか？また、この現場標識は何に基づいて掲示しなくてはならないか？

A 10 現場標識は、都道府県支部において無料で配布していますので、現場事務所や工事現場の出入り口など、見やすい場所に掲示願います。現場掲示については、「建退共制度改善方策について」（平成１１年３月１８日労働省、建設省、建退共本部）において、「加入促進強化、制度の周知徹底を図る」為、現場標識を定め、掲示の普及を進めています。